

新潟市要綱の作成及び審査についての要綱の解釈と運用について

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市における要綱の作成と審査について必要な事項を定めるものとする。

【趣 旨】

本市における要綱の作成と審査については、この要綱に基づくことを規定している。

【解 釈】

ここでいう「新潟市」とは、いわゆる市長部局を指し、教育委員会、監査委員等の委員会、委員、水道局、市民病院及び議会を含まない。

これらは、要綱について独自に定める権限を有するからである。

(定義)

第2条 要綱とは、題名が「〇〇要綱」、「〇〇要領」、「〇〇基準」、「〇〇について（依命通達又は通知）」等で、行政指導、例規（条例、規則及び規程をいう。以下同じ。）の解釈、内部的な事務処理の基準等を内容とするものをいう。

【趣 旨】

対象となる「要綱」とはなにかが明確でなければ、運用上困難を生じるので、ここで定義を明確にしたものである。特に、題名が「〇〇要綱」以外でも要綱である点に注意を要する。

【解 釈】

『題名が「〇〇要綱」、「〇〇要領」、「〇〇基準」、「〇〇について（依命通達又は通知）等』までは例示であり、実質的な定義は、「要綱とは、行政指導、例規（条例、規則及び規程をいう。以下同じ。）の解釈、内部的な事務処理の基準等を内容とするもの」ということになる。

「行政指導」とは、法令の根拠に基づかないで、行政機関として、このようにしたい、ありたいと希望し、願望するところを、相手方の自発的な協力、同意の下に実行するよう働きかけることをいう。

要綱か否かは、題名ではなく、内容で判断されるわけだが、一般的な題名の付け方を以下に例

示する。

「〇〇要綱」 要綱の一般的な題名の付け方であるが、特に、対外的、対市民的な要綱の場合に用いることが多い。

「〇〇要領」 内部的な要綱や、要綱の細則を定めるものなどに用いることが多い。

「〇〇基準」 内容が、事務的な判断基準や、技術的な基準である場合に、その性格に着目して用いることがある。

「〇〇について（依命通達又は通知）」

体裁を、条文方式にしないで、一般文書の形式を借りる場合に用いるもの

（制定及び改廃の形式）

第3条 要綱の制定及び改廃の形式は、例規の制定及び改廃の形式に準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通知文等その要綱の性質によっては、これによらないことができる。

【趣 旨】

要綱は例規に準じて、制定及び改廃されることを規定し、同時に、その例外についても規定している。

【解 釈】

第1項 要綱の制定及び改廃の形式は、基本的には、例規の制定及び改廃の形式と同じである。具体的には、「条例・規則の作り方」（新潟市役所ポータル文例書式集に掲載）等を参照されたい。

第2項 通知文等、要綱によっては一般文書の形式を前提にしているものもあるので、その場合は、前項の方式によらないことができる。ただし、その場合でも、一部改正のときは、抜き書き方式等を用いて改正部分を明確にすることが望ましい。

例（一部改正）

新 総 務 第 ○ ○ 号

平成○年○月○日

○○○○○ 様

○○○○○ 部長

○○○○○の一部改正について（通知）

平成○年○月○日付け新総務第○○号の通知の一部を下記のように改正し、平成○年○月○日から施行する。

記

3行目「○○・・・○○」を「△△・・・△△」に改める。

（決裁区分）

第4条 要綱を制定し、又は改廃する場合の決裁区分は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 市民の権利及び自由の制限に係る行政指導についての制度を定める要綱 市長
- （2） 前号に規定する要綱以外の要綱で、予算の執行を伴うもの 副市長
- （3） 前2号に規定する要綱以外の要綱 部長（新潟市事務分掌条例（平成18年新潟市条例第89号）に規定する部、局及び課の長、区長、消防局長並びに担当部長をいう。）

【趣 旨】

要綱をその性質により3種類に分類し、それぞれの決裁区分を定めたもの。

【解 釈】

第1号 市民の権利及び自由の制限は、憲法、法律、条例、規則で規定されるのであり、要綱では規定することは出来ない。

しかし、直接には権利、自由の制限について規定していなくとも、行政指導の制度を定め、その運用次第では実質的に権利、自由の制限について規定したのと同様な効果を及ぼす要綱が存在する。

「市民の権利及び自由の制限に係る行政指導について制度を定める要綱」とは、このような要綱をいい、制定及び改廃には、市長の決裁を要する。

一般的には、「〇〇指導要綱」と名付けられた要綱にこの例が多い。

第2号 第2条で定義した要綱のうち、前号に規定する要綱以外で、予算の執行を伴うものは、その制定及び改廃には、所管副市長の決裁を要する。

第3号 第2条で定義した要綱のうち、前2号に規定する要綱以外はすべて、その制定及び改廃には、所管部長の決裁を要する。

「新潟市事務分掌条例（平成18年新潟市条例第89号）に規定する部、局及び課の長」とは、政策企画部長、市民生活部長、危機管理防災局長、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、環境部長、福祉部長、こども未来部長、保健衛生部長、経済部長、農林水産部長、都市政策部長、建築部長、土木部長、下水道部長、総務部長、財務部長、秘書課長をいう。

なお、当然のことながら、会計管理者の職務権限に属する要綱は、会計管理者決裁になる。

（審査）

第5条 前条第1号に規定する要綱の制定及び改廃については、例規の制定及び改廃の例に準じて事前審査するものとする。

【趣 旨】

要綱の制定及び改廃への事前審査制の導入を規定し、その場合の対象となる要綱及び審査方式を定めたもの。

【解 釈】

第4条第1号に規定する要綱を制定したり改廃したりする場合は、例規の制定や改廃のときと同様、事前審査を行う。

審査方式は、例規審査に準ずる。具体的な制定、改廃手法は「条例・規則の作り方」（新潟市

役所ポータル文例書式集に掲載）を参考にされたい。また、事務処理の方法については、「例規、法令関係の事務処理について（通知）」（平成２０年７月２３日付け新法第１３０号）を参照されたいが、以下に手続きの概略を述べる。

- （１） 要綱案が出来たら、要綱審査依頼書と制定、改廃案文、概要、新旧対照表（改正の場合）、その他関係資料を指定部数行政経営課に提出する（依頼書は、新潟市役所ポータル文例書式集に掲載している。）。
- （２） 審査が終了すると行政経営課から結果を連絡する。
- （３） 起案を行う。
- （４） 総務部長、行政経営課長に合議する。

（周知）

第６条 第４条第１号に規定する要綱を制定し、又は改廃した場合は、告示し、その他のものにあっても、必要に応じ公表するものとする。

【趣 旨】

審査を要する要綱は告示し、その他の要綱も必要に応じて公表して、市民に関わりのある要綱については市民に対して明らかにする。

【解 釈】

第４条第１号に規定する要綱は第５条に規定する審査を終え、起案し、決裁が済んだら、総務部総務課総務係に告示の依頼を行い告示する。審査の不要な要綱についても市民に関係のある要綱はホームページに掲載するなどの方法により市民に公表する。なお、制定した要綱（要綱を改正した場合は、改正後の要綱）は、新潟市要綱集としてホームページに掲載する。新潟市要綱集の編集は、行政経営課が行うが、要綱の所管課が行う作業については、行政経営課から別途連絡する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和62年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際既に制定されている要綱については、従前の例によるものとし、改廃を行うときから、この要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

【趣 旨】

この要綱の施行日を定め、既存の要綱には、経過措置を設けた。

【解 釈】

この要綱は、昭和62年9月14日以降に制定される要綱から適用する。同日より前に制定された要綱については、従来の方式を認める。したがって、既存の要綱は、この要綱

が制定されても手を加える必要はない。

しかしながら、既存の要綱でも、今後改廃する場合は、この要綱の方式に従わなければならない。